

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月25日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成29年5月1日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス飯山店
丸亀市飯山町川原926番地1外

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- 水路への排水については、水利関係者の同意を得ること。
- 騒音等について、苦情が出ないように事前に対策を講じるとともに、苦情が発生した場合は誠実に対応すること。
- 地元雇用の確保に努めること。
- 自治会、コミュニティ等、地域や周辺住民からの要望・意見に対しては、適切な対応をお願いしたい。
- 工事車両の通行などによって市道を損傷した場合は原因者において早急に復旧すること。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成29年9月25日から同年10月25日まで